

令和5年度第3回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

令和5年度第3回岩国市地域公共交通会議（合同開催）（Web会議）

日時：令和6年2月20日（火）10：00～

場所：岩国市役所 51・52 会議室 ほか

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 岩国市地域公共交通計画の改正について 資料1 p. 1～p. 10

- (2) 令和5年度錦川鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について 資料2 p. 1～p. 3

- (3) 令和6年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画（案）及び予算（案）について 資料3 p. 1～p. 2

- (4) 日米親善デー（フレンドシップデー）における輸送体制について 資料4 p. 1

- (5) 岩国市生活交通バス（美和地域）の路線再編について 資料5 p. 1～p. 19

- (6) 由宇地区乗合タクシーの実証運行について 資料6 p. 1～p. 3

3 その他

4 閉 会

(1) 岩国市地域公共交通計画の改正について

発言者	発言要旨
事務局	<p>資料の概要を説明させていただきます。現在、本市では、多くのバス路線がございますが、この地図に掲載している4路線については、国の補助金を活用し運行しているところです。1ページ上部に、この度の計画改正の経緯を記載しておりますのでご覧ください。国においては、こうした国庫補助を受けて運行するバス路線については、補助系統の地域の公共交通における位置づけや補助事業活用の必要性、目標値などについて、市町村が作成する公共交通計画に記載する必要がある、とされていることから、この度、その旨を本市の交通計画に追加記載するものです。</p> <p>それでは資料2ページにて説明させていただきます。この資料は、昨年度、当再生法協議会にて策定いたしました「岩国市地域公共交通計画」の冊子の中の48ページ目で、国の補助路線を含めた市内のバス路線の一覧が記載されています。その表に、黄色で着色した部分が、この度の改正案を追加・修正した部分となります。今回の改正にあたって、先程説明した国の補助路線については、資料4ページ中段に緑色で着色した3路線の過疎地域乗合バスと資料5ページ中段に緑色で着色した1路線の生活交通バスが対象となります。資料2ページに戻っていただき、上部の黄色の部分、「島根県益田市と広島県広島市を結ぶ高速バス」について説明いたします。この路線は国から補助金をを受けて運行しており、その路線の一部は、岩国市内を走っていますが、本市ではこの路線に対しての経費の支出や国からの補助金は受けておりませんが、その必要性についての文章を追加しております。また、2ページから7ページまでの表の内容については、4ページ上部のような記載誤りのほか、計画策定時から、運行ルートなどが変更となった路線については、この機会を見て修正させていただいています。本市において国の補助を受けている4路線については、先程申し上げたように公共交通計画において、目標値などを設定する必要があることから、この度、その目標値などを資料8ページから追加記載しております。資料8ページをご覧ください。このページは、公共交通計画における今後の評価指標と目標値を掲載しています。8ページ中段の黄色の部分には、補助路線の個別の評価指標として、経常収支率、公的負担額及び市民一人当たりのバス年間利用回数を設定する旨の文章を追加しています。続いて9ページをご覧ください。中段からは、補助を受けている4路線についての詳細の評価指標を設定しています。指標①の経常収支率としては、今後の目標値が現状値より悪く</p>

	<p>ならないよう、目標値は「現状値以上」としています。次のページ 10 ページをご覧ください。二つ目の指標としての公的負担額についても、今後の目標値が現状値より悪くならないよう目標値は「現状値以下」としています。最後の指標としての、市民一人当たりのバス年間利用回数についてですが、ここで修正のお願いです。生活交通バス（玖西循環線）の現状値 0.6 回と 2026 年度及び 2031 年度の目標値 0.63 回について、誤った数値を掲載しておりましたのでこの場で訂正をお願いいたします。正しくは、現状値 0.6 回を 0.22 回に修正、目標値 0.63 回をいずれも 0.23 回に修正をお願いいたします。この現状値及び目標値については、昨年度この計画を作成したときに評価指標として設定いたしました、8 ページ下段に掲載しております「市民一人当たりの鉄道・バス等年間利用回数」の目標値に合わせており、現状値よりも微増ではありますが、増加することを目標に設定しています。この度設定いたしました 3 つの評価指標につきましては、毎年評価していくようになります。この毎年の評価にあたっては、再生法協議会に諮らせていただくこととなりますので、その際はよろしくをお願いいたします。当議題については、ご承認いただいたのち、本計画の改訂版は、委員の皆様へ配布させていただくほか、市ホームページに掲載することとしております。</p>
会長	質問等があればお願いします。
委員	島根県益田市と広島県広島市を結ぶ高速バスの停留所である深谷パーキングの利用状況を教えていただきたい。
事務局	確認させていただき、後日報告させていただくのでよろしいでしょうか。
委員	承知しました。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(1)「岩国市地域公共交通計画の改正」については提案どおり承認することで異議はありませんか。
委員等	異議なし
会長	異議なしと認め、議題の(1)は、提案どおり承認されました。

(2) 令和 5 年度錦川鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について

発言者	発言要旨
錦川鉄道	<p>昨年 5 月の再生法協議会にて、錦川鉄道における令和 5 年度整備計画等の事業内容、費用負担について議論、合意いただきました。今回、資料 2 の別紙 1 に記載のとおり、当初の整備計画で令和 6 年度の整備事業として予定しておりました 111,070 千円については、国から令和 5 年度の補正予算で対応するよう指示があったため、この度、令和 5 年度補正分として繰り上げて整備を行うこととしています。国の補助割合につきましては、概ね 3 分の 1 で</p>

	内示を得ておりますが、車両の重要部検査、全般検査につきましては、補助割合が4分の1となります。いずれにしましても、線路施設老朽箇所の新設や改修、車両の適切な維持、管理を進め、防災、減災、ならびに列車の安定輸送に努めるよう整備事業を引き続き計画的に行ってまいります。
事務局	国の令和5年度補正予算事業により、本日の事業計画等は錦川鉄道株式会社が本補正予算において国に対し、要望を行った事業計画をもとに作成しております。本日の資料は素案となっております。今後における中国運輸局との協議により部分的に調整が出てくるのが想定されます。調整箇所等につきましては事務局に一任していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	質問等があればお願いします。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(2)「令和5年度錦川鉄道生活交通改善事業計画(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)」について承認することで異議はありませんか。
委員等	(なし)
会長	異議なしとして、議題の(2)は、提案どおり承認されました。

(3) 令和6年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画(案)及び予算(案)について

発言者	発言要旨
事務局	<p>1の「公共交通の利用促進」につきましては、令和5年3月に策定しております岩国市地域公共交通計画に定めたモビリティ・マネジメント事業を実施します。事業は大きく分けて5事業を予定しております。(1)市内の公共交通を網羅した「岩国市公共交通マップ&時刻表」の更新・作成、(2)高齢者優待乗車証交付事業との連携、(3)中学3年生や高校2年生への動機付け資料の配布、(4)転入者を対象とした公共交通の利用促進事業、(5)在日外国人を対象とした公共交通の利用促進事業等を考えております。(5)の事業につきましては令和6年度からの新規事業となっております。</p> <p>(1)市内の公共交通機関を網羅した「岩国市公共交通マップ&時刻表」の更新・作成につきましては、平成28年4月版の発行以降、毎年4月版と10月版を発行し市民の皆様にご利用いただいているもので、令和6年度も引き続き作成・配布を行う予定としております。(2)高齢者優待乗車証交付事業との連携につきましては、高齢者支援課が実施している「高齢者優待乗車証交付事業」と連携して事業を行うものです。70歳の誕生日を迎えられる市民の皆様へ優待乗車証を交付する際に、公共交通マップを同封することでバス路線等本市の公共交通網の状況をご案内し、優待乗車証、バスなどの公共交通の利用促進を図りたいというものでございます。(3)中学3年生や高校2年生への動機付け資料の配布についてですが、中学3年生に対しては高校へ進学した際に利用できる公共交通機関に関する補助制度など</p>

のパンフレットを作成・配布いたします。高校2年生に対しては、今後の進学において岩国市に住み続けながら公共交通で広島や周南などへ通学・通勤することを選択していただきたいことから、公共交通機関の利用を促すパンフレットを作成・配布いたします。(4)転入者を対象とした公共交通の利用促進事業につきましては、本市に転入していただく方に対して市内の公共交通機関の種類や利用方法をお伝えするチラシを作成し、窓口で配布することで今後の利用促進に繋がり、周知をするものでございます。(5)在日外国人を対象とした公共交通の利用促進事業につきましては、在日外国人に対して公共交通機関の利用方法をお伝えするチラシなどを外国語で作成し、配布することで今後の利用増進を促すというものでございます。

2の「公共交通教室の開催」につきましては、中国運輸局山口運輸支局さま、徳山支局さま、錦川鉄道さま、いわくにバスさま、柱島海運さまの御協力をいただきながら、公共交通の乗り方教室を開催しています。令和6年度につきましても、市内の児童や高齢者等を対象に鉄道や離島航路、バスの乗り方教室を開催する予定としております。

3の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」につきましては、国土交通省の国庫補助事業の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象路線となります「生活交通バスの玖西循環線」と「過疎地域乗合バス」について所定の手続きを行うものでございます。

4の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び鉄道施設総合安全対策事業費補助」につきましては、国土交通省の国庫補助事業となります。錦川鉄道株式会社において実施する「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について所定の手続きを行うものでございます。以上が、令和6年度の事業計画（案）でございます。

令和6年度予算（案）について、2ページ目をご覧ください。歳入につきましては、岩国市からの負担金521万8,000円を見込んでおり歳入の合計は、521万8000円となっております。

歳出につきましては、「運営費」のうち「会議費」として委員報酬の経費を13万8,000円、「事務費」として会議の開催案内等の郵送料を5万3,000円見込んでおります。これら「運営費」の合計は19万1,000円となっております。次に、「事業費」としてモビリティ・マネジメント事業に係る経費を「(1)岩国公共交通マップ&時刻表」等の作成として418万4,400円、「(2)高校性を対象とした公共交通利用促進事業」として31万4,600円、「(3)転入者を対象とした公共交通利用促進事業」として28万500円、「(4)報告書及び打ち合わせ協議」として24万7,500円の合計522万6,500円を見込んでいます。「運営費」「事業費」を合計した歳出の合計額は、歳入と同じく521万8,000円となっております。本予算案のうち岩国市の負担金につきましては、令和6年度岩国市当初予算として3月市議会定例会に提案する

	額を計上しております。本協議会の予算案は岩国市議会において負担金が承認された後に確定となりますのでよろしくお願いいたします。
会長	質問等があればお願いします。
委員	在日外国人を対象とした公共交通の利用促進事業の外国語表記は何か国語で予定しているのでしょうか。
事務局	今年度の作成は英語表記のみとしており、今後はアジア系等の表記を含めて検討しています。またバス車内、バス停の表記につきましては、事業者のご協力が必要となりますので導入を促していけたらと考えております。
委員	承知しました。
委員	中学生・高校生に向けたパンフレットの配布はどのくらいの効果があるのでしょうか。また、来年度の公共交通教室の開催計画はどのようになっているのでしょうか。
事務局	学生や保護者から制度について知ることができた、などの意見をいただいております。一定の効果や動機づけ資料になっていると感じております。乗り方教室につきましては、錦川鉄道株式会社のご協力をいただき、こども鉄道員をゴールデンウィークに1回、岩国柱島開運株式会社のご協力をいただき、小学生を対象に船の乗り方教室を7月ごろに2回、いわくにバス株式会社のご協力をいただき2校から3校でバスの乗り方教室を開催する予定としております。令和5年度のバスの乗り方教室につきましては、バス車両が用意できなかったため中国運輸局のご協力をいただき座学での実施をしております。
委員	承知しました。
委員	公共交通教室の周知はどのようにし、参加者はどのくらいいるのでしょうか。
錦川鉄道	鉄道につきましては、ホームページで周知し30人程度の参加者がいます。
事務局	航路、バスにつきましては学校の行事と合わせており、一般に周知はしておりません。航路につきましては、教育委員会が主催の自然教室を行う学校を対象としております。バスにつきましては、小学校と連絡を取り教室の開催を希望される学校を対象としております。
委員	承知しました。
委員	公共交通教室の開催につきまして、年間の計画は立てられないのでしょうか。
事務局	鉄道・航路につきましては時期が決まっておりますが、バスにつきましては学校との調整があり開催の時期が定まらないため年間の計画の作成が難しくなっております。
委員	承知しました。
委員	公共交通教室の鉄道につきまして、J Rと連携して教室の開催等はできないのでしょうか。
西日本旅客鉄道	J Rでは駅でイベントや催し物を行っています。岩国市と情報共有を行い、教室という形に限らず駅での学習や体験を通して公共交通に慣れ親しんでい

	ただければと思います。
委員	承知しました。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(3)「令和6年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画(案)及び予算(案)」について承認することで異議はありますか。
委員等	(なし)
会長	異議なしと認め、議題の(3)は、提案どおり承認されました。

(4) 日米親善デー（フレンドシップデー）における輸送体制について

発言者	発言要旨
事務局	<p>本議題は、今年5月5日に開催される「フレンドシップデー」における来場者のシャトルバス輸送に係る運行計画についてです。フレンドシップデーの来場者は、昨年度62,000人であるなど多くの方が来場するイベントであることから、当日は「いわくにバス株式会社」が中心となって岩国駅から岩国航空基地内へシャトルバスの運行を予定しています。イベントの規模が大きく近隣の路線バス事業者だけではまかないきれない場合、道路運送法第21条第2項の規定で貸切バス事業者も当交通会議の承認を得たのち、国の許可を取得できた場合には期間限定で今回のシャトルバスを運行できるとあります。今年のシャトルバスについては、貸切バス事業者の「岩国観光バス」に運行いただきたいと考えていることから当交通会議においてお諮りするものです。</p> <p>今年の「フレンドシップデー」におけるシャトルバスの輸送計画の概要について資料に沿って御説明いたします。1の運行日につきましては5月5日(日)となっております。2の運行会社及び運行台数につきましては、表に記載のとおりいわくにバス、岩国観光バス及び防長交通の3社で40台程度での運行を予定しております。3の運行経路と運行時間帯につきましては、表のとおりとなっております。昨年度と同様、岩国駅から岩国航空基地内への便は朝6時30分から13時まで運行予定です。帰りの便につきましては、混雑状況により変更する可能性があります。運行終了につきましては18時頃、ルートにつきましては下の地図のとおりです。4の運賃につきましては、大人片道500円で子どもは半額としています。定期券、敬老優待乗車証は利用不可となります。</p>
会長	質問等があればお願いします。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(4)「日米親善デー（フレンドシップデー）における輸

	送体制」について承認することで異議はありませんか。
委員等	(異議なし)
会長	異議なしと認め、議題の(4)は、提案どおり承認されました。

(5) 岩国市生活交通バス（美和地域）の路線再編について

発言者	発言要旨
事務局	<p>本議題は岩国市生活交通バスのうち、美和地域において路線再編を行う事についてです。</p> <p>再編に至った経緯についてですが、小学校の統合や今後の市立病院の移転により現在の路線や運行日、ダイヤでは対応できなくなることが考えられるため、一部地域において、集落が無くなったことによりバス停留所及び路線が不要となったため、利用者の減少により利用実態のない便があること、一部地域においてバス路線の空白地帯があり、地元自治会からバス路線の新設要望があったため、となっております。以上のことなどから、地域住民の意向を確認するため市報と同時配布によるアンケート調査や生活交通バスに乗り込み、実際に利用された方に対し聞き取り調査を実施しました。アンケート調査や聞き取り調査の結果を踏まえたうえで、路線再編（案）を作成し美和地域自治会連合会役員会や美和地域の10会場において住民説明を実施し、提出された意見を元に路線再編（案）を修正し美和地域自治会連合会役員会において最終路線再編（案）を承認いただいたことから、路線再編を実施することとなりました。</p> <p>路線再編に関する変更箇所につきましては1ページと2ページ目の表に路線毎に纏めております。変更のないものにつきましては記載しておりません。3ページ目につきましては美和地域全体の路線図となります。こちらの図につきましては路線の認可に関するものとなります。図の中央あたりに緑色の線を表示しております釜ヶ原から二ツ野口手前の路線につきましては、路線を廃止し今後バスの運行はなくなるものとなります。また、図の左下青色の線を表示しております黒瀬橋から坂上分校手前の路線につきましては、今までバスの運行が無かったものが新規に運行するものとなります。4ページ目以降につきましては、各路線の路線図、運行ダイヤ等に関するものとなります。路線図につきましては、既存の路線が赤い線、新規の路線が青い線で、廃止する路線は緑の線を表示しております。例としまして、4ページ目の大三郎線で御説明いたします。①の路線図をご覧ください。再編前は大三郎を起点とし、釜ヶ原、二ツ野口、周防坂上を經由し美和総合支所前を終点としておりましたが、再編後は緑色の線を表示している大三郎から百合谷口を經由し周防坂上に行く路線に変更いたします。また、終点を美和小学校前に延伸するため、青色で表示しております美和総合支所前から美和小学校前の路線を追加しております。次に②の時刻表をご覧ください。変更箇所につきましては赤字で記載しております。③の運賃表につきましては、岩国市生活</p>

	交通バス条例の規定により、他の定期路線バスの運賃同様、乗車距離に応じて運賃を設定しております。以降のページにつきましては、各路線の路線図、時刻表、運賃表の変更について記載しております。なお、変更時期は令和6年4月1日からを予定しています。
会長	質問等があればお願いします。
委員	路線の再編によって不便になることはあるのでしょうか。
事務局	地域住民の方の意見を踏まえて再編しておりますので、利便性の向上につながるものと考えております。
委員	承知しました。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(5)「岩国市生活交通バス（美和地域）の路線再編」について承認することで異議はありませんか。
委員等	(異議なし)
会長	異議なしと認め、議題の(5)は、提案どおり承認されました

(6) 由宇地区乗合タクシーの実証運行について

発言者	発言要旨
事務局	<p>資料6の1ページから説明させていただきます。由宇地区において乗合タクシーの実証運行を行うことになった背景について説明させていただきます。現在由宇地区においては、防長交通さまと岩国駅構内タクシーさまの2社で「由宇地区バス」を1日8便運行いただいております。当バスの運行経費については、市から2社へ運行委託料をお支払いし運行していただいているところです。右のグラフにありますように近年は、当地区の人口減少や新型コロナウイルスの蔓延などにより利用者が減少している状況です。令和4年度の由宇地区バスの年間利用者数は、14,303人となり1便あたりの利用に換算すると1便に約2人しか乗車していないといった状況です。市といたしましては、大きなバス車両で非効率に運行するのではなく、バスに代わって小さいタクシー車両で効果的、効率的に由宇地区の輸送を行うことができるのかということが、乗合タクシーを導入する一番の目的となります。乗合タクシーの特徴といたしましては、バスとは違いバス停までいかなくても自宅の前でも乗ることができ、目的地の前でも降りることができることなどがあげられます。また、もうひとつの特徴として通常のタクシーの運賃の考え方が異なり、1人片道500円でご乗車いただけることです。運賃の設定については後程ご説明させていただきます。なお、乗合タクシー制度については、皆様ご承知のとおり令和4年10月から乗合タクシー「よべるん」という愛称で小瀬地区などにおいて本格運行を開始しております。運行開始から先月までの延べ利用者数は約6,300人となっており、多くの方にご利用いただいているところです。</p> <p>由宇地区の実証運行の内容については、下の表のとおりです。運行地区につ</p>

	<p>いては、由宇地区全域とし地区内でタクシー車両が通ることができるのであればどこでも乗り降りできることとしております。実証運行期間は、令和6年7月から9月末までの3か月間です。この度は実証運行ですので、現在運行いただいております由宇地区バスはこの期間内についても運行いたします。運行時間帯については、午前9時から午後4時までの間1時間ごとに運行を区切り運行いたします。料金については「よべるん」同様の1乗車500円とし、高齢者タクシー券も利用可能としています。このタクシー券は岩国市の福祉施策として実施しているもので、免許をお持ちでない75歳以上の方に1枚500円の券を年間最大48枚交付する制度です。次に運行事業者は、有限会社通津タクシー及び有限会社富士タクシーの2社です。運行車両は2社で最大8台を予定しています。運行地区については後程ご説明いたします。利用者の範囲につきましては、だれでも利用可能とし由宇地区住民だけでなくどなたでもご利用いただけます。次に裏面の2ページをご覧ください。利用範囲については、乗車場所、降車場所いずれも由宇地区内であれば乗合タクシーをご利用いただけます。由宇地区の地図については、3ページをご覧ください。中段から下の図、詳細位置図の青線枠の中が由宇地区ですのでこの青線枠の中であれば乗合タクシーをご利用いただけます。乗車場所、降車場所のどちらかがこの青線枠の外であった場合は乗合タクシーはご利用いただけません。再度2ページに戻っていただき、4の乗合タクシーの利用方法についてご説明いたします。利用者は電話もしくはWEBで乗車の予約をしていただきます。予約の締め切りについては、基本乗車する便の1時間前までとしています。乗車予約締切後配車オペレーターは、複数の利用者の予約時間を取りまとめ最適な運行ルートや迎車時間をシステムで算出し、利用者に配車場所、配車時間を伝えます。利用者は予約した場所及び配車時間に乗車していただき、降車時に利用料金の運賃を支払っていただきます。この流れについては、現在運行しています「よべるん」の流れと同じです。最後に事業の周知についてですが、記載のとおりパンフレット配布、市報への掲載などを行うこととしております。</p>
会長	質問等があればお願いします。
委員	9時から16時までの間で予約時間を1時間ごとに行っているのはなぜでしょうか。
事務局	利用者を集約し、乗合で効率よく運行を行っていくためです。
委員	承知しました。
委員	周知についてはどのように行うのでしょうか。
事務局	6月頃にパンフレットの作成・配布を行い、広報いわくにの6月15日号に掲載を予定しております。また、市のホームページ、岩国市公式LINE、報道通知にて周知し、必要に応じて自治会の集会等で説明を行っていきます。
委員	承知しました。
委員	3つありまして、1つ目は、実証運行期間中の土日祝日の運行について。2つ目は、運行を行う事業者である2社の分担について。3つ目は、乗合タクシ

	一に移行するまでの目標や基準になる数字はどのようになっているかということですか。
事務局	まず、1つ目の土日祝日の運行については、実証運行期間中は毎日運行いたします。2つ目の運行事業者の分担につきましては、タクシーの台数が少ない中、通常のタクシーの運行に乗合タクシーが加わるため現在調整を行っています。3つ目の目標や基準については、7,800人の人口規模での実証運行ですので掴みきれていないところがあります。今回の実証運行での課題等を今後どのように解決するか考えていきたいと思っております。
委員	承知しました。
委員	バスやタクシー業界の運転手不足、ライドシェア等の導入について岩国市はどのような状況でしょうか。
事務局	運転手不足については岩国市においても問題となっており、タクシー業界では昼間の運行に比べ夜間の運転手が不足している状況となっております。また、ライドシェアにつきましては岩国市では話を進めておりませんが、運転手不足を補うためには国が考えているライドシェア等の導入を考えていかないといけない状況となっております。
委員	承知しました。
会長	ほかにありませんか。
委員等	(なし)
会長	ないようなので、議題の(6)「由宇地区乗合タクシーの実証運行」について承認することで異議はありませんか。
委員等	(なし)
会長	異議なしと認め、議題の(6)は、提案どおり承認されました。

(7)その他

発言者	発言要旨
会長	その他として事務局から何かございますか。
事務局	(なし)
委員	警察からご連絡をさせていただきます。2月1日から免許の窓口と生活安全の窓口の時間帯が変更となり、9時から16時までとなっております。
会長	そのほか、委員の皆様、また、オブザーバーの皆様から、何かありますか。
委員等	(なし)
会長	ほかにないようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。これもちまして、令和5年度第3回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会及び令和5年度第3回岩国市地域公共交通会議を閉会いたします。